平成28年 第3回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 8 年 4 月 2 5 日

上富良野町議会

目 次

第1号(4月25日)

\bigcirc	議	事	日	程								1
0	出	席	議	員								1
0	欠	席	議	員								1
\bigcirc	遅	参	議	員								1
0	早	退	議	員								1
\bigcirc	地	方自泊	台法:	第 1 2	1条によ	る説明	員の職氏	名 …				1
\bigcirc	議	会事	務局	出席職	:員 ::							1
\bigcirc	開	会	宣	告								2
\bigcirc	開	議	宣	告								2
\bigcirc	議	会運行	営等	諸般の	報告							2
\bigcirc	日;	程第	1	会議館	禄署名議	員の指名	名について	·				2
\bigcirc	日;	程第	2	会期の	の決定に	ついて						2
\bigcirc	日;	程第	3	報告第	第1号	専決処	分の報告	について	て(上富良	野町税	条例等	
						の一部	を改正す	る条例)・				2
\bigcirc	日;	程第.	4	議案第	第1号	平成 2	8年度上	富良野町	丁一般会	計補正	予算(第	
						1号).						4
\bigcirc	閉	会	宣	告								6

平成28年第3回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案番号	件名	議決	:月日 結	果
1	平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第1	1号) 4月	25 日 原案 〒	可決
	報告			
1	専決処分の報告について(上富良野町税 一部を改正する条例)	条例等の 4月	25 日 報	告

〇議事日程(第1号)

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について 4月25日 1日間

第 3 報告第1号 専決処分の報告について

(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)

第 4 議案第1号 平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)

〇出席議員(13名)

1番 中澤良隆君 2番 岡本康裕君

3番 佐川典子君 4番 長谷川徳行君

5番 今 村 辰 義 君 6番 金 子 益 三 君

7番 北 條 隆 男 君 8番 竹 山 正 一 君

9番 荒 生 博 一 君 10番 髙 松 克 年 君

11番 米 沢 義 英 君 12番 中 瀬 実 君

13番 村上和子君

〇欠席議員(1名) 14番 西村昭教君

〇遅参議員(0名)

〇早退議員(0名)

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 向山富夫君 副 町 長 田中利幸君

 教 育 長 服 部 久 和 君
 総 務 課 長 石 田 昭 彦 君

 保 健 福 祉 課 長 北 川 徳 幸 君
 健康づくり担当課長 杉 原 直 美 君

町民生活課長 鈴木真弓君 産業振興課長 辻 剛君

教育振興課長 北川和宏君

〇議会事務局出席職員

局 長 林 敬 永 君 次 長 岩 﨑 昌 治 君

主 事 菅原千晶君

午前9時00分 開会 (出席議員 13名)

◎開会宣告

○副議長(村上和子君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は13名でございます。これより平成28年第3回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告・議会運営等諸般の報告

○副議長(村上和子君) 直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○副議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

今臨時会は4月22日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。また、臨時会に提出の案件は、町長から提出の2件であり、議案の説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席していただいております。なお、会計管理者が都合により欠席の申し出がございました。以上であります。

○副議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般 の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の 指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、 議長において、

11番 米 沢 義 英 君 12番 中 瀬 実 君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○副議長(村上和子君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いま す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇副議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。よっ

◎日程第3 報告第1号

○副議長(村上和子君) 日程第3 報告第1号 専決 処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正 する条例)の報告を行います。本件の報告を求めます。 町民生活課長。

〇町民生活課長(鈴木真弓君) ただ今上程いただきました報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。国におけます平成28年度の税制改正法案の成立が、平成28年3月末になりましたことから、3月定例議会におきまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、町長の専決事項として議決をいただきました。今年度の税制改正法案は3月29日参議院において可決され同法案が成立し、3月31日公布されましたので、直ちに改正条例の公布をするため、平成28年4月1日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例について専決処分いたしましたので、御報告申し上げます。

この度の税制改正は、経済情勢等を踏まえ経済の好循 環を確実なものとする観点から、軽自動車税に環境性能 割の創設、及びグリーン化特例の見直し、法人町民税、 国民健康保険税等の見直しなど、法令の改正に併せて所 要の改正を行うものであります。上富良野町税条例等の 一部改正につきまして、その主な改正点を申し上げます。 1点目は軽自動車税について、自動車取得税を廃止し、 自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設 し、グリーン化特例の見直しと特例措置を1年間延期す るものであります。2点目は法人町民税について、地域 間の税源の偏在性を是正するため、法人住民税の税率引 き下げ分相当について、地方法人税の税率引き上げと地 方交付税の原資化を図るものです。3点目は国民健康保 険税について課税限度額の改正を行うものです。4点目 は所得税法等及び地方税法等の法令改正に伴い所要の 改正を行うものです。

以上が主な改正点であります。以下、議案を朗読し御 説明申し上げます。

報告第1号。

専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、上富良野町税条例等の一部を改正する条例。 次のページをお開き願います。 専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の 議決により指定された町長の専決処分事項について、次 のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例 (別紙のと おり)。

平成28年4月1日。

上富良野町長、向山富夫。

1ページをごらん願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

第1条、上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条 例第10号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第18条の2は、行政不服審査法の改正に伴う所要の 整備であります。

第18条の3は、自動車取得税を廃止し、軽自動車税 に環境性能割を創設するものであります。

第19条は、納期限後に納入又は納入する税金の納付 等について所要の規定を整備するものであります。

第34条の4は、法人税割の標準税率及び制限税率が 引き下げられることによる所要の規定の整備であります。

第43条は、普通徴収に関わる個人の町民税賦課後の変更等について所要の規定を整備するものであります。 2ページをお開き願います。

第48条は、法人町民税の申告納付について、第50 条は、法人町民税の不足税額の納付について、それぞれ 所要の規定の整備であります。

3ページをごらん願います。

第56条、第59条は、地方税法の改正に伴う規定の 整備であります。

第80条は、軽自動車税の納付義務者等について、所要の規定の整備であります。

第81条は、新たに軽自動車税のみなす課税について 定めるものであります。

4ページをお開き願います。

第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等 に対する軽自動車税の非課税の範囲について所要の規 定を整備するものであります。

第81条の3から第81条の8については、新たに軽 自動車税の環境性能割の課税標準、税率、徴収方法、申 告納付、不申告等に関する過料、減免について定めるも のであります。 次に、5ページから6ページをごらん願いたいと思い ます。

はじめに第82条、次に第83条及び第85条、第86条から第91条については、軽自動車税の種別割について所要の規定を整備するものであります。

附則第6条は、医療費控除の特例申告等について所要 の規定を整備するものであります。

附則第10条の2は、わがまち特例の割合について所要の規定を整備するものであります。

次に7ページをごらん願います。

附則第10条の3は、固定資産税の減額適用について 所要の規定を整備するものであります。

附則第15条の2から附則第15条の6は、新たに軽 自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、減免の特例、 申告等の減免の特例、徴収取扱費の交付、税率の特例に ついて定めるものであります。

次に、8ページをお開き願います。

附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について1年間延長する規定等を整備するものであります。

次に、9ページをごらん願います。

第2条関係です。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例の一部改 正。

第2条、上富良野町税条例等の一部を改正する条例 (平成26年上富良野町条例第7号)の一部を次のよう に改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただ きますので、御了承願いたいと思います。

改正附則第6条は、地方税法の改正により所要の規定 を整備するものであります。

次に、10ページをお開き願います。

次に、第3条関係です。

第3条、上富良野町税条例等の一部を改正する条例 (平成27年上富良野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただ きますので、御了承願いたいと思います。

第1条のうち、上富良野町税条例第2条、第33条、第51条、附則第11条、附則第16条、附則第22条について、地方税法改正に伴い所要の規定を整備するものであります。

第2条のうち、上富良野町税条例附則第1条、附則第 4条について、軽自動車税の税率の特例について所要の 規定を整備するものであります。

次に、10ページから12ページまでお開きごらんを いただきたいと思います。 第3条のうち、上富良野町税条例附則の改正について、地方税法の改正及び上富良野町税条例の改正に伴い、改正附則第1条から改正附則第3条、改正附則第5条、改正附則第7条及び改正附則第8条、改正附則第10条及び改正附則第11条において町民税、固定資産税、町たばこ税、入湯税の経過措置並びに国民健康保険税の適用区分について所要の規定を整備するものであります。

12ページをお開き願います。

第4条関係です。

上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

第4条、上富良野町国民健康保険税条例(昭和31年 上富良野町条例第7号)の一部を次のように改正する。 以下につきましても、条例の朗読を省略させていただ き、改正内容について説明とさせていただきますので、 御了承願いたいと思います。

第2条第2項ただし書中、基礎課税額に係わる課税限度額の現行「52万円」を「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額に関わる課税限度額の現行「17万円」を「19万円」に引き上げるものです。

第23条は、減額の対象となる所得の基準の改正により、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を現行「26万円」を「26万5千円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を現行「47万円」を「48万円」に引き上げるものであります。

次に第5条関係です。

上富良野町固定資産評価審査会委員会条例の一部改正。

第5条、上富良野町固定資産評価審査会委員会条例 (平成11年上富良野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中、「前3条」を「第7条から第9条 まで」に改める。

次に第6条関係です。

行政不服審査法改正に伴う関係条例の整備に関する 条例の一部改正。

第6条、行政不服審査法改正に伴う関係条例の整備に 関する条例(平成28年上富良野町条例第3号)の一部 を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

第6条は、行政不服審査法改正に伴う上富良野町固定 資産評価審査委員会条例に係る適用区分について、所要 の規定に整備するものであります。 13ページをごらん願います。

改正附則第1条は、施行日について平成28年4月1日から施行とし、施行期日を別に定めている項目については各号に定める日から施行するものです。

改正附則第2条は、町民税に関する経過措置について 定めるものです。

次に14ページをお開き願います。

改正附則第3条は、固定資産税に関する経過措置について定めるものです。

改正附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置について定めるものです。

15ページをごらん願います。

改正附則第5条は、国民健康保険税に関する経過措置 について定めるものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例等の一部を改正 する条例の専決処分についての報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げま す

○副議長(村上和子君) ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○**副議長(村上和子君)** ないようでございますので、 これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第4 講案第1号

○副議長(村上和子君) 日程第4 議案第1号 平成 28年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)を議題 といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。 総務課長。

○総務課長(石田昭彦君) ただいま上程いただきました議案第1号 平成28年度上富良野町一般会計補正 予算(第1号)について提案の要旨をご説明申し上げます。

平成28年度予算に計上し実施を予定していた事業のうち、平成28年度の国の補正予算において交付される地方創生加速化交付金の対象事業として、平成27年度一般会計補正予算(第10号)に計上した事業について当該事業費を減額するものであります。

地方創生加速化交付金対象事業として3件の交付決定をいただいたところであり、まず1点目として地域産業人材育成アカデミー事業や新規改良特産品開発支援事業などを含む地域リソース活性化プロジェクト分として1,638万8千円を、2点目として、健康づくり指導事業や感染症予防事業などを含む多世代指向型健康づくりまちプロジェクト分として3,089万5千円

を、3点目として美瑛町と連携して取り組む十勝岳ジオパーク構想推進事業分として819万6千円を減額するとともに、歳入においては健康づくりまちプロジェクトの財源として見込んでおりました、がん検診受診徴収金につきましても合わせて減額補正するものであります。

以上申し上げた内容を要素として減額した事業費分につきましては今後の財政需要に備えるため予備費に計上することで補正予算を調整したところであります。以下、議案の朗読をもって説明と代えさせていただきます。なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号。

平成28年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。 平成28年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3 3万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,466万4千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表は款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。 第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

20款、諸収入、33万6千円の減。 歳入の合計は、33万6千円の減であります。

2、歳出。

2款、総務費、718万8千円の減。

3款、民生費、1,234万4千円の減。

4款、衛生費、1,855万1千円の減。

6款、農林業費、700万円の減。

7款、商工費、884万6千円の減。

9款、教育費、155万円の減

12款、予備費、5,514万3千円 歳出合計は33万6千円の減であります。

以上で議案第1号 平成28年度上富良野町一般会 計補正予算(第1号)の説明といたします。

御審議をいただき議決くださいますようお願い申し 上げます。

○副議長(村上和子君) これより質疑に入ります。 11番米沢義英君。

〇11番(米沢義英君) 今回補正という形で、追加型

の交付金が予算化されたという形になっているかと思います。当然、交付金が充てられる分、減額で、予備費という形で約5千万円、積み立ての方向があります。そこで御伺いしたいのですが、この予備費の使い方という点で、これからの財政事情に備えるためとの方向性も打ち出されてはおります。しかし一方で、住民の要求として色々と切実な、側溝の整備だとか、例えば指定ジャージの無償化、医療費の無償化だとか、そういったもの等にも充てるのも一つの方法、これ以外にもありますが、大まかな点で言えばそういうものも含めた財政措置も今後こういう財源を使いながら、積み立て、あるいは積み増ししながら充当して、住民の要望に応えるというのも一つ方法かなというふうに思いますが、この点についてどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

最終的に町が掲げた地方再生に向けての、打ち出した 戦略の中での交付金の充当というは、大体、追加型等に ついては、これが最終的な今、現時点での、本年度にお いての予算額になっているのか、お伺いいたします。

〇副議長(村上和子君) 総務課長答弁。

○総務課長(石田昭彦君) 11番米沢議員のご質問に お答えいたします。今回、国の補正予算で加速化交付金 の対象になったということで、28年度に計上していた 事業費につきまして減額を提案させていただいており ます。概ね減額相当分で5,500万円ほどを今後の財政 需要にという事で、予備費に計上させていただくような 形で補正予算を調整させていただきましたが、今、議員 御発言のように様々な事業に財源を充当していく方法 も一つかとは思いますが、平成27年度の決算の状況な ども見極めながら今後判断をしていく課題かなと受け 止めておりますので、御理解を賜りたいと思います。ま た、国の方の交付金につきましては平成27年度の補正 予算で、加速化交付金という形になっております。28 年度におきましては新型交付金という形で、先般、地方 再生法につきましても4月20日に施行されたところ でありますので、これらに基づく新型交付金につきまし ても本町は実施計画を上げていけられるようなものが あるのかどうかを、これからさらに検討をしていく課題 かなと受け止めているところでございます。以上です。

○副議長(村上和子君) 他にございませんか。

5番 今村辰義君。

○5番(今村辰義君) この地方創生加速化交付金というのは、一億総活性化社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として国はやっていると思うのですけれども、町としては予備費が増えたという事は喜ばしいのかなと思うのですが、当初見積もって、国に請求して予算が

付きました。すぐ、これだけの減額補正をするという事は、当初の見積もりが甘かったのか、どうなのか。減額補正して町に予備費に入れるのは、町の人は非常に良いと思うのですけれども、国に返納しなくてもよいのか、あるいは予備費としてストックしているそのものが適切なのかどうか、わからないところがありますので、どういう解釈で行っているのか、教えていただきたいと思います。

〇副議長(村上和子君) 総務課長答弁。

○総務課長(石田昭彦君) 5番今村議員のご質問にお答えいたします。3月29日に臨時議会を開催をさせていただいて、27年度の国の補正予算に伴います27年度の一般会計の補正予算という事で加速化交付金の実施計画を私どもがあげさせていただきました。その内定をいただきましたことから、27年度の予算で当初28年度の予算計上で事業を予定していたものを、前倒しで27年度の予算で事業を行っていく、27年度予算を繰り越して28年度に事業を行っていくような形で補正予算、先般、ご議決をいただいて事業を行っていく予定となっておりますので、そもそも28年度に計上していた事業とダブりますので、今回28年度予算からは落とさせていただくような補正予算を御提案させていただいている所であります。以上です。

○副議長(村上和子君) よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○副議長(村上和子君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○副議長(村上和子君) 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成28年第3回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時28分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 2 8年4 月 2 5 日

上富良野町議会副議長 村上和子

署名議員米沢義英

署 名 議 員 中瀬 実